

安全報告書



令和7年度版（2025年度）



福島臨海鉄道株式会社

一 目 次

1. ごあいさつ（安全報告書の発行にあたって）	1
2. 安全基本方針と安全目標	
(1) 安全基本方針	2
(2) 安全目標	4
3. 事故等の発生状況	4
4. 輸送の安全確保の取り組み	
(1) 安全管理体制の構築	5
(2) 安全衛生委員会の開催	5
(3) 緊急時対応訓練	5
(4) 現場主催の訓練会	6
(5) 日本貨物鉄道(株)土浦駅様との合同勉強会	6
(6) 東日本旅客鉄道(株)様との合同勉強会	7
(7) 鉄道事業所日立駅による事故防止訓練会	7
(8) 安全確保の設備投資	7
(9) ヒヤリ・ハット活動	8
5. 安全管理体制	
(1) 安全管理組織	8
(2) 役割と役職	8
6. 環境整備による美化運動	9
7. 踏切事故防止へのお願い	
(1) 踏切事故防止について	9
(2) 鉄道テロ対策のご協力について	9
8. 安全報告書に対するご意見、ご感想の連絡先	10



1. ごあいさつ

安全報告書の発行にあたって

平素より皆様には、当社の事業にご理解とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。鉄道輸送は、地域の産業を支える重要な社会基盤であり、安全で安定した輸送を継続することは、当社に課せられた最も重要な使命であります。

当社では、JR貨物グループにおける鉄道事業の「安全の理念」として「安全は、鉄道事業の存立基盤である」を掲げるとともに、「安全の定義」を「安全は人命を守ること」とし、日々、安全を最優先に業務に取り組んでおります。

本報告書は、鉄道事業法第19条の4項に基づき、令和7年度における当社の安全への取り組みを取りまとめ、公表するものであります。本報告書を通じて、当社の安全に対する考え方やこれまでの取り組みを皆様にお知らせするとともに、皆様からいただいた貴重なご意見やご要望を今後の安全輸送に活かしてまいりたいと考えております。

今後とも、福島臨海鉄道に対する一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



福島臨海鉄道株式会社
代表取締役社長 春日 雅之

2. 安全基本方針と安全目標

(1) 安全基本方針

弊社の鉄道事業における安全基本方針として、運転の安全に関する「綱領」及び輸送の安全を確保するための「行動規範」を次のように定め、社長以下全従業員に周知徹底しております。

● 綱 領

- ① 安全の確保は、輸送の生命である。
- ② 規程の遵守は、安全の基礎である。
- ③ 執務の厳正は、安全の要件である。

● 行動規範

- ① 一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- ④ 職務の実施に当たり、関係者との連絡を緊密にし、十分な打合せを正確に行い、且つ相互に協力することに努めます。
- ⑤ 職務の実施に当たり、必要な確認を励行し憶測に頼らず、疑いのある時は最も安全と思われる取扱いを行います。
- ⑥ 事故及び災害が発生した場合、その状況を冷静に判断し、すみやかに安全適切な処置をとり、特に人命に危険の生じたときは全力を尽くしてその救助に努めます。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な変革に挑戦します。

●安全の価値観

◀ JR貨物グループとしての共通認識 ▶

弊社ではJR貨物グループ会社として、2021年度から安全の理念、安全の定義、安全目標、安全行動指針により鉄道運行に関わる安全の取組み方針を「安全の価値観」として定め、取り組んでおります。

安全の理念 – 安全は、鉄道事業の存立基盤である –

JR貨物グループにおける鉄道事業の使命は、お客様の荷物を無事、目的地にお届けすることです。安全に輸送することで、お客様から信頼され、ご利用いただき、旅客会社から信頼され、良好な関係のもと同じレールを利用できることで事業を営んでいます。このことから、安全は鉄道事業の存立する基盤であるという考えを、「安全の理念」としました。

安全の定義 – 安全は人命を守ること –

安全は、鉄道事業の存立基盤ですが、特に旅客、公衆、社員等（JR貨物グループの社員をはじめ、貨物鉄道輸送に携わる人を含む）の人命については、他の何よりも優先して守るべきものであるという考え方から、「安全は人命を守ること」を「安全の定義」として位置付けました。

安全目標

- ◎（鉄道安全）貨物列車に起因する旅客・公衆の人命に関わる事故・事象を撲滅する
- ◎（労働安全）死亡や重大な後遺症につながる労働災害を撲滅する

鉄道安全の面と労働安全の面から撲滅すべきものを明確に掲げ、安全目標としました。JR貨物グループにおいて最も発生させてはいけないことは、「貨物列車に起因する旅客・公衆の人命に関わる事故・事象」であり、鉄道安全の面からは、これらを撲滅することを目標としました。また、労働安全の面からは、触車、感電、墜落、交通事故など「死亡や重大な後遺症につながる労働災害を撲滅する」ことを目標としました。

安全行動指針

– 私は、人命を第一に考え、安全確保の主役となつて、常に正しい作業を実行します –

人命に関わる重大な事故や労働災害を起こさないことを第一としています。実際に安全のために行動するのは、各現場それぞれの社員一人ひとりであり、誰もが安全の主役です。常に正しい作業を実行することが、安全最優先の行動そのものであり、これらをJR貨物グループ社員の統一した行動指針としています。

(2) 安全目標

弊社における安全目標は、安全中期基本計画（令和6年度～令和8年度）を基に、各年度の事業計画及び鉄道事故防止計画を作成し事故防止に努めております。今後も引き続き職場安全会議を開催して全社員で事故防止に努めてまいります。また安全中期基本計画の要旨は次のとおりです。

●安全中期基本計画

<鉄道の安全目標>

- ・部内原因による大きな輸送障害の防止
- ・社員の取扱い誤りによる事故の防止
- ・鉄道従事員等の死亡災害及び労働災害の撲滅

●安全活動のスローガン

『コンプライアンスに徹し、安全で安定した輸送サービスを提供しよう。』

●最重要課題

① 運転事故の防止

「列車事故、物損事故の撲滅」

② 労働災害の防止

「車両の乗降時の転落、触車、感電、交通の重大な労働災害の撲滅」

●鉄道事故防止計画

<年間事故防止基本目標>

- ① 人命を第一に考えた安全行動の取組み
- ② 安全最優先の職場風土の醸成
- ③ 基本動作・基本作業の遵守及び確認の励行と連絡の徹底による事故防止の推進
- ④ PDCAサイクルに基づく自律的な安全管理
- ⑤ 労働災害防止策の強化

3. 事故等の発生状況

(1) 鉄道運転事故（列車又は車両により人の死傷又は物損を生じたもの）

令和7年度 鉄道運転事故の発生はありませんでした。

(2) インシデント（鉄道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態）

令和7年度 インシデントの発生はありませんでした。

(3) 輸送障害（貨物列車の1時間以上の遅延や運休が生じたもの）

令和7年度 輸送障害の発生はありませんでした。

(4) 災害（地震・暴風雨・豪雪など）

- ・降雨による運転規制（1件）

4. 輸送の安全確保の取り組み

(1) 安全管理体制の構築

弊社は毎月、役員はじめ本社管理者及び各現場長が出席する「鉄道部安全会議」を開催し、安全の施策等について議論を行なっていました。また、夏期及び年末年始職場総点検では国土交通省東北運輸局の指導の下、全職場及び各施設等を巡回し安全について確認・把握をいたしました。経営トップの安全管理は、月に一度各現場作業視察を行ない、同時に施設等の点検を含めた巡回も取り組みました。



(夏期職場総点検の様子)

(2) 安全衛生委員会の開催

年間の安全衛生行事計画表に基づき、次のとおり実施いたしました。



(産業医による衛生講話)

- ① 安全衛生委員会の開催（毎月）
- ② ストレスチェックの実施
- ③ リスクマネジメント及びリスクアセスメントの実施
- ④ 職場環境の点検
- ⑤ 健康管理の充実
- ⑥ 各職場における点検及び意見交換
- ⑦ ヒヤリ・ハット報告制度の活用

(3) 緊急時対応訓練

弊社の鉄道事故防止計画に基づき、次のとおり脱線復旧訓練会を実施いたしました。令和7年度については鉄道事業所所員全員が参加し、脱線時に使用する復旧器材の使用方や注意点、器材の保管場所等について確認をいたしました。脱線については発生させてはならないことですが、万が一発生してしまった際、迅速な復旧対応ができるよう学習・訓練をいたしました。



(訓練の様子)

(4) 現場主催の訓練会

弊社鉄道事業所では、年に2回現場主催とした訓練会を実施しております。令和7年度では夏期訓練会として、コンテナ積付不良の見落としを防ぐため「コンテナ積付検査」について訓練いたしました。積付検査はお客様の荷物を安全にお届けするためにも大切な確認作業となります。あらためて注意する箇所を関係者全員で確認いたしました。冬期訓練会で「手回しハンドル・鎖錠金具の取扱い」について訓練を実施いたしました。手回しハンドル・鎖錠金具については転てつ器異常が発生した際の取扱いになりますが、いざというときに冷静な対応ができるように当社では例年繰り返し訓練を実施しております。



(コンテナ積付検査)



(手回しハンドル・鎖錠金具)

(5) 日本貨物鉄道(株)土浦駅様との合同勉強会

前年度に続き令和7年度につきましても、日本貨物鉄道(株)土浦駅様との合同訓練会を弊社小名浜駅構内で実施いたしました。実地訓練として（手旗での誘導合図訓練、手動転てつ器の取扱い訓練、積付検査訓練、手ブレーキ取扱い訓練、3線連結・解放訓練、緊急停止体感訓練）を行ないました。「出来ないこと・知らないこと」はそのままにしないよう一つ一つの作業を全員で確認しながら訓練を実施いたしました。現業機関での合同訓練を実施することによりJR貨物様と一体となり安全性の向上に取り組んでおります。



(机上訓練の様子)



(手動転てつ器の取扱い)



(集合写真)

(6) 東日本旅客鉄道(株)様との合同勉強会



(勉強会の様子)

東日本旅客鉄道(株)様との合同勉強会(訓練会)を行ないました。東日本旅客鉄道(株)泉駅様には接続駅として弊社線区からJR本線への信号取扱いを行なっております。これからも東日本旅客鉄道(株)泉駅様と弊社社員との相互の連携を図りながら安全で安心な鉄道輸送を目指してまいります。

(7) 鉄道事業所日立駅による事故防止訓練会

日立駅では、日本貨物鉄道(株)土浦駅様指導の下、毎月1回事故防止訓練会を開催し事故撲滅に努めてまいりました。「安全は、鉄道事業の存立基盤であり、人命を守ること」という安全の理念と定義を全社員で共有し、これからも正しい作業を実行することが「安全最優先」の行動そのものと考えます。

(8) 安全確保の設備投資

安全の維持・向上のため関係設備の更新等を計画的に実施しています。

① 鉄道施設や車両の安全確保のためMレール

(軌道検測器)により線路の状況を検査し軌道整備を実施しました。

(令和7年4月)



(軌道検測)

② 老朽化したマクラギの交換工事を実施しました。

・木マクラギ交換(本線及び側線) 200本

③ 軌道修繕工事(通り整正)を外注施工により実施いたしました。



(軌道修繕工事)

(9) ヒヤリ・ハット活動

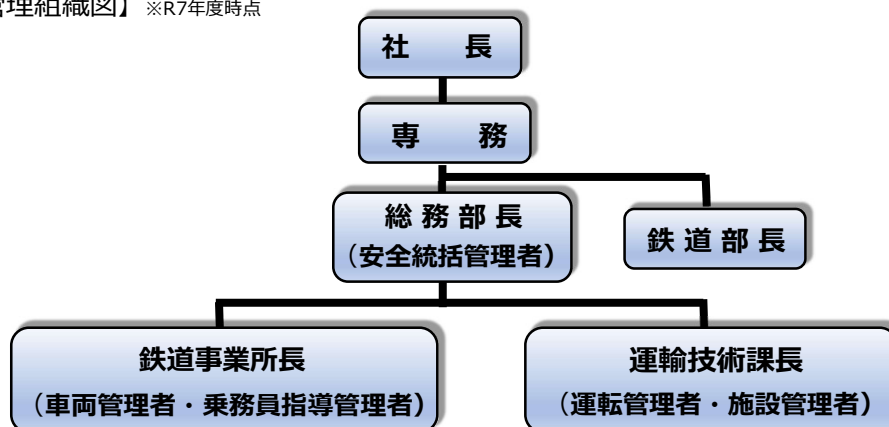
弊社では重大な事故を未然に防ぐことをはじめ、社員一人一人の安全意識向上を図るためヒヤリ・ハット活動を継続的に進めてまいりました。令和7年度についても社員の安全確保に対する積極的な意欲の高揚を図りました。会社全体では前年度を上回る82件のヒヤリ・ハットの報告が提出され社員一人一人の安全に対する意識が高まっております。年度末にはより重要な報告内容に対し特別褒章の贈呈を行ないました。今後も事前に事故の芽を摘み取り安全に働ける職場づくりを目指してまいります。

5. 安全管理体制

(1) 安全管理組織

弊社は、「安全管理規程」に基づき安全の徹底を図っています。社長を最高責任者として、安全統括管理者、運転管理者、乗務員指導管理者、その他の責任者等が、それぞれの責務を明確にした上で、鉄道輸送の安全確保のために役割を担っています。

【安全管理組織図】 ※R7年度時点



(2) 役割と役職

【各責任者の役職及び責務】

役 職	責 務
社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安 全 統 括 管 理 者	輸送の安全の確保を確実にするため、その全体を総括する。
運 転 管 理 者	安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する
乗 務 員 指 導 管 理 者	運転管理者の指揮の下、乗務員の資質の保持に関する事項を管理する。
施 設 管 理 者	安全統括管理者の指揮の下、施設に関する事項を統括する。
車 両 管 理 者	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を統括する。
総 務 部 長	鉄道の安全を確保するため、投資・予算・要因の計画、その他 鉄道事業の経営に必要な計画を統括しその適正な執行に努める。

6. 環境整備による美化運動

弊社は、毎月月初めに清掃デーとして福島臨海鉄道沿線及び小名浜駅及び泉駅構内周辺のゴミ拾いを実施しています。これからも地域住民の皆様に愛される鉄道を目指してまいります。



(沿線の清掃)



(駅周辺の清掃活動)

7. 踏切事故防止へのお願い

(1) 踏切事故防止について

踏切道での事故では、尊い命が失われる大きな事故につながる場合があります。弊社においては、列車の運行及び車両の入換時の踏切取り扱いには十分注意するよう関係係員に指導しております。踏切道を横断される際は、必ず踏切の手前で一旦停止を行い左右をご確認していただき、踏切警報機が鳴動いたしましたら無理に渡ろうとせず列車等の通過をお待ち下さるようお願いいたします。万が一車等が踏切内に閉じ込められた場合は、遮断桿を押し上げて踏切外へ脱出して下さい。

近年は第4種踏切道（※1）での事故が全国的に多発しております、横断される際は十分注意を払うことをお願いいたします。

また踏切道として整備されていない箇所の横断が確認されております。そういった行為は「線路の溝にはまったり、レールにつまづいて転倒したりするなど」命に関わる大変危険な行為ですのでご遠慮くださいますようお願いいたします。

※1…第4種踏切道とは、警報機も遮断機もない踏切をいいます。



(第4種踏切道)

(2) 鉄道テロ対策のご協力について

弊社は、鉄道テロを未然に防止するため「鉄道テロ対策マニュアル」及び「危機管理レベル」に定められた警戒警備を実施しております。沿線や踏切道等で「不審者や不審物」を見かけましたら、弊社もしくは最寄りの警察署へお知らせ下さい。

8. 安全報告書に対するご意見、ご感想の連絡先

この報告書へのご感想及び弊社の安全への取り組みに対するご意見等をお寄せください。

福島臨海鉄道株式会社（鉄道部）

〒971-8101 福島県いわき市小名浜字高山331番地

☎ 0246-92-3232 F A X 0246-73-0317

◇福島臨海鉄道ホームページ <http://f-rinkai.co.jp/>

※月～金 8:00～17:00 土 8:00～12:00（休祝日を除く）